

令和〇年度 直方市文化施設の管理運営に関する年度協定書

直方市教育委員会及び直方市（以下「発注者」という。）と〇〇〇〇（以下「受注者」という。）とは、令和 年 月 日に締結した「直方市文化施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）」第4条の規定に基づき、令和〇年度における直方市文化施設（以下「施設」という。）の管理運営に関する業務（以下「管理運営業務」という。）及び指定管理料等について定めるため、次のとおり年度協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この年度協定書は、当該管理運営業務の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(協定の期間)

第2条 この協定の期間は、令和〇年4月1日から令和〇年3月31日までとする。

(管理運営業務の実施)

第3条 受注者は、基本協定書第28条に定める年度事業計画書に基づき、基本協定書第2条に定める施設の管理運営業務を行わなければならない。

(指定管理料)

第4条 基本協定書第5条第1項で規定する指定管理料の額は〇〇〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、発注者は受注者に対し別表1のとおり前金で支払うものとする。

2 発注者は、前項の指定管理料について、4月、7月、10月、1月の4回に分けて別表1に定める金額を支払うものとし、受注者は、発注者に請求書を提出するものとする。

3 発注者は、前項の請求書を受領した日から30日以内に受注者に支払うものとする。

4 指定管理料には、管理運営業務の執行に係る次の経費が含まれるものとする。

- (1) 人件費
- (2) 事務費（旅費、消耗品費、食料費、燃料費、印刷製本費、通信運搬費、借上料、保険料等）
- (3) 管理費（修繕料、備品購入費、光熱水費、保守管理費、清掃費等）

(指定管理料の精算)

第5条 受注者は、基本協定書第43条の規定により、発注者に対し指定管理料を返還する必要があるときは、発注者が指定する期限までにこれを返還しなければならない。

(施設の維持補修・備品の取得等)

第6条 事業にかかる施設の大規模な改築、維持補修及び備品の取得等は、原則として発注者と受注者とが協議の上行うものとする。ただし、施設の維持補修・備品購入の指定管理料の範囲内においては、発注者の承認を受け、受注者が行うものとする。

2 発注者が支払う指定管理料のうち、施設の維持補修のため、金500,000円（消費税及び地方消費税を含む）の運用を委託する。なお、施設ごとの経費の配分は別

表2のとおりとする。

3 発注者が支払う指定管理料のうち、発注者所有に帰する庁用器具の購入のため、金250,000円（消費税及び地方消費税を含む）の運用を委託する。なお、施設ごとの経費の配分は別表3のとおりとする。

4 発注者が支払う指定管理料のうち、発注者及び受注者の協議に基づく各施設の改善及び市民サービスの向上を図るための文化事業等に係る経費として、金2,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）の運用を委託する。なお、施設ごとの経費の配分は別表4のとおりとする。

5 発注者が支払う指定管理料のうち、発注者所有に帰する図書等の購入のため、金8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）の運用を委託する。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じたときは、発注者受注者双方で協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、発注者、受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 直方市教育委員会

代表者 教育長 (氏名)

直方市

代表者 直方市長 (氏名)

受注者 〇〇〇〇

別表1（第4条関係）

内訳	支払額	受注者が発注者へ 請求書を提出する月
令和〇年4月から6月分	〇〇〇〇〇円	令和〇年4月
令和〇年7月から9月分	〇〇〇〇〇円	令和〇年7月
令和〇年10月から12月分	〇〇〇〇〇円	令和〇年10月
令和〇年1月から3月分	〇〇〇〇〇円	令和〇年1月
合計	〇〇〇〇〇円	

別表2（第6条第2項関係）

施設ごとの施設維持補修経費配分

施設名	配分金額（円）
コミュニティのおがた	100,000
直方市立図書館	100,000
直方歳時館	100,000
直方市石炭記念館	100,000
直方市美術館 (直方市美術館別館、直方市美術館収蔵庫を含む。)	100,000

別表3（第6条第3項関係）

施設ごとの発注者所有に帰する庁用器具の購入経費配分

施設名	配分金額（円）
コミュニティのおがた	50,000
直方市立図書館	50,000
直方歳時館	50,000
直方市石炭記念館	50,000
直方市美術館 (直方市美術館別館、直方市美術館収蔵庫を含む。)	50,000

別表4（第6条第4項関係）

各施設の改善及び市民サービスの向上を図るための文化事業等に係る経費配分

内訳	配分金額（円）
国指定史跡筑豊炭田遺跡群及び歴史的資料（石炭関連資料及び筑豊文庫等）に関すること	1,000,000
上記以外（発注者及び受注者の協議により決定したもの）	1,500,000